

議案第 36 号

損害賠償の額の決定及び和解の件

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

令和 7 年 9 月 25 日提出

芽室町長 手 島 旭

損害賠償の額の決定及び和解について

芽室町は、損害賠償の額及び和解について、次のとおり決定する。

1 理由

令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時 20 分頃、芽室町役場庁舎北側駐車場において、駐車してあった公用車を後進で発進させた際、当方車両に隣接する区画に駐車しようとしていた相手方車両に衝突し、車両後方左側を破損させました。

また、衝突の際の衝撃で相手方に怪我を負わせてしまいました。

公用車の運転に際しては細心の注意をもって行わなければならないところ、重大な事故となってしまったことから、町として責任に見合う損害額を賠償し、和解しようとするものであります。

2 損害賠償の額

1, 104, 514 円

3 損害賠償の相手方

●●●●●●●●●●●●●●●●
●● ●●

4 和解の内容

和解により相手方に支払う額は、本件事故による車両の復旧に要する費用相当額及び怪我の治療に伴う治療費であり、この損害賠償金の支払いにより、以後の賠償責任は負わないものであります。

